

令和5年3月13日
株式会社佐賀銀行

税金等の口座振替手続における印鑑レス取引の項目追加について

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

佐賀銀行は、上峰町税金等の5項目を口座振替依頼書への届出印の押印を省略し、印鑑レスで完結可能な取扱いを追加しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本取扱いは、個人のお客さまが当行窓口でのお手続きの際に、届出印の押印に代えて、キャッシュカードまたは通帳の暗証番号を入力していただくことでお取引が完了するもので、お客さまの利便性が向上するほか、口座振替のご利用が増えることにより自治体における収納作業の効率化が図られます。

当行では引続き、お客様の利便性向上・地域のキャッシュレス化の取組みに努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

令和5年3月13日

2. 取扱内容

佐賀銀行の本支店・出張所窓口での税金等の口座振替依頼書への押印を不要とし、印鑑レスでお手続きが完了します。

※市役所内派出・町役場内派出窓口では従来通り振替指定口座のご印鑑が必要となります。

3. 対象となる自治体・税金等

別紙「届出印不要で口座振替申込ができる自治体・税金等一覧」記載の税公金等

追加される税金等項目	
上峰町	・ 後期高齢者医療保険 ・ 町営住宅使用料 ・ 町営駐車場使用料 ・ 保育料 ・ 児童クラブ利用料

以上

届出印不要で口座振替申込ができる自治体・税金等一覧

令和5年3月13日現在

	佐賀県	佐賀市	唐津市	鳥栖市	多久市	伊万里市	武雄市	鹿島市	小城市	嬉野市	神埼市	玄海町	有田町	大町町	江北町	白石町	太良町	吉野ヶ里町	基山町	上峰町	みやき町
自動車税種別割	○																				
個人事業税	○																				
ゴルフ場利用税	○																				
軽油取引税	○																				
県営住宅使用料	○																				
育英資金返還金	○																				
市・町県民税(普通徴収)		○		○	○				○		○	○	○					○	○	○	○
固定資産税・都市計画税		○		○	○				○		○	○	○					○	○	○	○
集合徴収税						○	○	○		○				○	○	○	○				
集合徴収(市県民税(普通徴収)・固定資産税)			○																		
軽自動車税(種別割)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険税(料)		○	○	○	○				○		○	○	○					○	○	○	○
後期高齢者医療保険料		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
市・町営住宅使用料		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
保育料		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
児童クラブ利用料		○	○			○		○	○	○	○									◎	
保育園副食費						○					○										
保育園給食費									○												
給食費														○		○					
介護保険料			○			○						○	○								
下水道受益者負担金				○	○			○					○			○			○		○
上下水道使用料			○	○				○				○	○				○				
公有水面道路占用料					○			○													
小規模水道等使用料											○										
簡易水道使用料																	○				
奨学資金貸付金返還金							○					○									
育英資金償還金									○							○					
市営住宅共同施設料						○															
有線テレビ使用料		○	○																		
ふるさと定住地貸付料											○										
農業集落排水分担金					○							○									
し尿汲取手数料										○											
し尿汲取手数料										○											
住宅駐車場使用料																	○		◎		○
下水道使用料																					○

◎ 令和5年3月13日付追加対象項目